こども園への入園手続きについて

【認定こども園とは】

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援を行うところです。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、３歳以上児は保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

【認定こども園入園の基準】

教育標準時間認定(１号認定)については、満３歳以上であればどなたでも入園できます。

保育認定(２号認定・３号認定)を受けることができるのは、満１歳以上で、保護者のいずれもが以下(1)～(１０)に該当する場合です。なお、以下に該当する場合であっても、他に児童の保育をできる人がいる場合は、入園できないことがあります。

(1)就労	家庭外での労働及び家庭内で児童と離れて、日常の家事以外の労働をしている。
(2)母親の出産	妊娠中であるか、また出産後間がない。 (産前２カ月と産後８週間経過後の月末まで)
(3)病気、負傷	疾病、負傷、または心身に障害がある。
(4)病人の看護	長期にわたる疾病、または心身に障害のある同居の家族を常時介護している。
(5)家庭内の災害	火災、風水害、震災などの災害の復旧にあたる。
(6)求職活動	仕事を探している。(3 カ月間)
(7)就学	学校教育法に基づく学校等で就学している。
(8)虐待や DV のおそれがある。	
(9)育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続して利用が必要である。
(１０)その他	上記に類する状態として町長が認める場合。

※申込みの際に、上記のことを証明できる書類を提出していただきます。

※父母が育児休業を取得している期間は、新規入園・転園はできません。

※草津町以外の方が草津町こども園への入園を希望される場合、お住まいの区市町村が申込み・相談窓口となります。なお、入園申込みには一定の制限があります。

【入園までの流れ】

１．入園申込み
　支給認定申請書(保育所入所申込書兼児童台帳)に必要事項を記入し、必要な添付書類を添えてベルツこども園へ提出してください。

２．調査
　保育にあたることができない状況を担当者が調査します。電話や訪問によりお話を伺うこともありますので、ご協力ください。

３．面談
　こども園において、集団保育が可能かどうか面談を行います。

４．入園の決定
　入園決定者へはこども園から「入所承諾書」を送付します。
　入園できない方には、「入所不承諾通知書」を郵送してお知らせいたします。

５．入園当初は、こども園に無理なくなじめるように短い保育時間からスタートします。

※　事実と違う申し立てをした場合には、入園を取り消すことがあります。
※　必要書類がそろっていない場合は、受け付けることができません。

【申込みに必要な書類】

１．「支給認定申請書(保育所入所申請書兼児童台帳)」

２．保護者の方がお子さんの保育にあたれない状況を証明する書類
　(ご両親とも、それぞれ該当する書類を提出してください。)

３．２人以上申請する場合は支給認定申請書を各児童分、その他書類は１部で結構です。

保護者の状況	提出する書類
(1)働いている場合	就労証明書（町指定の標準様式） 自営(従事者)申立書（町指定の様式）
(2)病気や心身の障害がある場合	診断書・障害者手帳等
(3)病人や心身障碍者の看護・介護にあたっている場合	病人や心身障害者の診断書・介護被保険者証写し、ケアプランの写し又は介護状況申告書・障害者手帳の写し等
(4)出産する場合	母子健康手帳(出産予定日がわかるページ)の写し
(5)大学等に通学している場合(趣味の講座・カルチャーセンター等は除く)	在学証明書・時間割・授業料払込の領収書等
(6)求職中の場合	求職状況調査票（町指定の様式）
(7)外国籍の方	在留カードの表裏の写し

支給認定申請書(保育所入所申請書兼児童台帳)・就労証明書・
自営(従事者)・求職状況調査票等様式は、草津町ホームページより
ダウンロードできます。

[草津町ホームページ　QRコード]▶

【入園期間】

保護者の方がお子さんの保育にあたれない事情により、決まります。

保護者の状況	入園期間
(1) 働いている場合 (2)病気や心身の障害がある場合 (3)病人や心身障碍者の看護・介護にあたっている場合 (4)大学等に通学している場合	小学校就学前までの必要な期間
(5)出産する場合	出産予定月及びその前後各２カ月の最長５カ月以内
(6)求職の場合	３カ月以内

※保護者の方の状況が変更になった場合、入園期間も変更となります。

入園期間が満了したときは、退園していただきます。

【保育時間】

１．開所時間は、午前８時から午後７時までの１１時間です。

２．基本保育時間は、午前８時から午後４時までの間の８時間です。
ただし、満１歳児から、保護者の勤務時間、通勤時間等の事情に応じ、開所時間の範囲内で保育時間を定めます。こども園園長またはこどもみらい課へご相談ください。

３．入園後、お子さんが子ども園に無理なくなじめるように、短い保育時間(ならし保育)から徐々に通常の保育時間にしていきます、ご協力ください。

【保育料(利用者負担額)】

令和６年４月から、全年齢園児の保育料は無料となりました。

子ども・子育て支援法第 27 条第３項第２号及び子ども・子育て支援法施行令第４条の規定により、令和元年 10 月１日から３歳以上児の保育料が無償化となりました。

また、令和６年４月から３歳未満児についても草津町独自の施策により無償化となっております。

※3 歳以上児では保育料は無償ですが、教材費は別途かかります。

［お問い合わせ先］
ベルツこども園
０２７９－８８－３７３８